

# 公立大学法人秋田公立美術大学債権管理規程

平成25年4月1日

規程第80号

## (目的)

第1条 この規程は、公立大学法人秋田公立美術大学（以下「法人」という。）が有する債権の徴収等に関し必要な事項を定めることにより、債権の管理の適正化を図り、もって法人の公正かつ円滑な財政運営に資することを目的とする。

## (定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 債権 金銭の給付を目的とする法人の権利をいう。

(2) 債権の管理に関する事務 債権についての調査、請求、督促、保全および内容の変更に関する事務

## (債権事務管理者)

第3条 理事長は、債権の管理に関する事務を行わせるため、債権事務管理者を置くものとする。

2 債権事務管理者は、財務を担当する理事をもって充てる。

## (債権事務管理者の責務)

第4条 債権事務管理者は、公立大学法人秋田公立美術大学会計規程（平成25年大学規程第76号）およびこの規程に基づき、適切かつ効率的な債権の徴収等に努めなければならない。

2 債権事務管理者は、法人の債権の管理の適正化を図るため、債権の管理に関する事務の処理についての手続を整えるとともに、当該事務の処理について必要な調整を行うものとする。

## (台帳の整備)

第5条 債権事務管理者は、法人の債権を適正に管理するため、次の各号に掲げる事項を記載した台帳を整備するものとする。

- (1) 債権者の住所および氏名
- (2) 債権金額
- (3) 債権発生日
- (4) 債権の発生事由
- (5) 債権の種類
- (6) 債権の履行期限
- (7) 入金日
- (8) 前各号に掲げるもののほか、債権の管理上必要な事項  
(督促)

第6条 債権事務管理者は、法人の債権について、履行期限までに履行しない者があるときは、期限を指定してこれを督促しなければならない。

(履行延期の特約等)

第7条 債権事務管理者は、法人の債権について、次の各号のいずれかに該当する場合においては、その履行期限を延長する特約又は処分をすることができる。この場合において、当該債権の金額を適宜分割して履行期限を定めることを妨げない。

- (1) 債務者が無資力又はこれに近い状態にあるとき。
- (2) 債務者が当該債務の全部を一時に履行することが困難であり、かつ、その現に有する資産の状況により、履行期限を延長することが徴収上有利であると認められるとき。
- (3) 債務者について災害、盗難その他の事故が生じたことにより、債務者が当該債務の全部を一時に履行することが困難であるため、履行期限を延長することがやむを得ないと認められるとき。
- (4) 損害賠償金又は不当利得による返還金に係るその他の債権について、債務者が当該債務の全部を一時に履行することが困難であり、かつ、弁済につき特に誠意を有すると認められるとき。
- (5) 貸付金に係るその他の債権について、債務者が当該貸付金の用途に従って第三者に貸付けを行った場合において、当該第三者に対する貸付金に関し、第1号から第3号までのいずれかに該当する理由があることその他特別の事情により、当該第三者に対する貸付金の回収が著

しく困難であるため、当該債務者がその債務の全部を一時に履行することが困難であるとき。

2 債権事務管理者は、履行期限後においても、前項の規定により履行期限を延長する特約又は処分をすることができる。この場合においては、既に発生した履行の遅滞に係る損害賠償金その他の徴収金（以下「損害賠償金等」という。）に係る法人の債権は、徴収すべきものとする。

（免除）

第8条 債権事務管理者は、前条の規定により債務者が無資力又はこれに近い状態にあるため履行延期の特約又は処分をしたその他の債権について、当初の履行期限（当初の履行期限後に履行延期の特約又は処分をした場合は、最初に履行延期の特約又は処分をした日）から10年を経過した後において、なお、債務者が無資力又はこれに近い状態にあり、かつ、弁済することができる見込みがないと認められるときは、当該債権を免除することができる。

（債権の放棄）

第9条 債権事務管理者は、債権について、次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該債権およびこれに係る損害賠償金等に係るその他の債権を放棄することができる。

(1) 債務者が著しい生活困窮状態（生活保護法（昭和25年法律第144号）の適用を受け、又はこれに準じる状態をいう。）にあり、資力の回復が困難であると認められるとき。

(2) 破産法（平成16年法律第75号）第253条第1項その他の法令の規定により債務者が当該債権につきその責任を免れたとき。

(3) 当該債権について消滅時効に係る時効期間が満了したとき（債務者が時効の援用をしない特別の理由がある場合を除く。）。

(4) 債務者が死亡、失そう、行方不明その他これに準ずる事情にあり、かつ、徴収の見込みがないと認められるとき。

（報告）

第10条 債権事務管理者は、前条の規定により債権を放棄したときは、これを理事会に報告しなければならない。

(委任)

第11条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。